

介 護 サ ー ビ ス 事 業 者
基 準 確 認 シ ー ト
(令和3年4月改定基準)

指定地域密着型特定施設入居者生活介護

事業所名称 _____

所在地 _____

電話番号 _____

記入者名 _____

記入年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

基準確認シートについて

1 趣 旨

利用者に適切な介護サービスを提供するためには、事業者自らが事業の運営状況を点検し、人員、設備及び運営に関する基準を遵守しているか、常に確認することが必要です。

そこで、さいたま市では、法令及び関係通知を基に基準確認シートを作成しましたので、定期的に自己点検を行う等、適正な事業運営及び介護サービスの質の向上のためにご活用ください。

2 実施方法

- ① 毎年定期的に基準確認を行って下さい。
- ② 複数の職員で検討の上、点検してください。
- ③ 「いる・いない」等の判定については、該当する項目を○で囲んでください。
- ④ 判定について該当する項目がないときは、「いる・いない」に二重線を引き、「事例なし」又は「該当なし」と記入してください。

「根拠法令」の欄は、次を参照してください。

- 法 … 介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）
- 施行規則 … 介護保険法施行規則（平成11年3月31日厚生省令第36号）
- 条例 … さいたま市指定地域密着型サービスの人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年12月27日さいたま市条例第73号）
- 平13老発155 … 「身体拘束ゼロ作戦」の推進について（平成13年4月6日老発第155号厚生省老健局長通知）
- 平18-0331004 … 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成18年3月31日老計発0331004・老振発0331004・老老発0331017厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長連名通知）
- 平12老企52 … 特定施設入居者生活介護事業者が受領する介護保険の給付対象外の介護サービス費用について（平成12年3月30日老企第52号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）
- 平12老企54 … 通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて（平成12年3月30日老企第54号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）
- 平12老振75・老健122 … 介護保険施設等における日常生活費等の受領について（平成12年11月16日老振第75号・老健第122号厚生省老人保健福祉局振興・老人保健課長連名通知）
- 平29ガイダンス … 医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス（平成29年4月14日厚生労働省）

電磁的方法について

サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、法令等において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるもの。）により行うことができます。（被保険者証に関するものを除く。）

※ 電磁的記録による作成は、事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法または磁気ディスク等をもって調製する方法にしてください。

電磁的記録による保存は、以下のいずれかの方法で行ってください。

ア 作成された電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法

イ 書面に記載されている事項をスキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法

サービス事業者又はサービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもののうち、条例及び要綱において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法によることができます。

※ 事前に利用者等の承諾を得た上で、次に掲げる電磁的方法により交付等を行うことができます。

ア 電磁的方法による同意は、例えば、電子メールにより利用者等が同意の意思表示をした場合等が考えられます。なお「押印についてのQ&A（令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にしてください。

イ 電磁的方法による締結は、利用者等・事業者等の間の契約関係を明確にする観点から、書面における署名又は記名・押印に代えて、電子署名を活用することが望ましいです。

※ 電磁的方法により記録・交付等を行う場合は、「平29ガイドランス」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。

介護サービス事業者基準確認シート 目次

一 基本方針	1
二 人員に関する基準	2
三 設備に関する基準	5
四 運営に関する基準	8
五 変更の届出等	28
六 その他	29

一 基本方針

項 目	確 認 事 項	根 拠 法 令
1 一般原則	① 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めていますか。 いる ・ いない	条例 第3条第1項
	② 事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、さいたま市、他の地域密着型サービス事業者又は居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めていますか。 いる ・ いない	条例 第3条第2項
2 基本方針	① 要介護者の心身の状況等に応じて適切な指定地域密着型サービスを提供するとともに、自らその提供する指定地域密着型サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより常に指定地域密着型サービスを受ける者の立場に立ってこれを提供するように努めていますか。 いる ・ いない ※ 地域密着型特定施設入居者生活介護の事業は、地域密着型特定施設サービス計画に基づき、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、利用者が施設においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければなりません。	法 第78条の3第1項 条例 第130条第1項
	② 安定的かつ継続的な事業運営に努めていますか。 いる ・ いない	条例 第130条第2項

二 人員に関する基準

項目	確認事項	根拠法令
<p>1 従業者の員数</p> <p>(1) 生活相談員</p>	<p>① 生活相談員を1以上置いていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※ 生活相談員は、職務の遂行に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができます。</p> <p>※ サテライト型特定施設については、本体である介護老人保健施設の支援相談員により、入居者の処遇が適切に行われる場合は、生活相談員を置かないことができます。</p> <p>※ 一般病床、療養病床若しくは老人性認知症疾患療養病棟を有する病院の当該病床等又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の当該病床を令和6年3月31日までの間に転換し、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定地域密着型特定施設においては、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設における生活相談員の配置については、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の入居者に対するサービス提供が適切に行われると認められる場合にあっては、実情に応じた適当数で構いません。</p>	<p>法 第78条の4第1項 条例 第131条第1項第1号 ・第7項・第8項 平18-0331004 第3の六の1(1)</p> <p>平18-0331004 第3の六の1(9)</p>
	<p>② 生活相談員のうち1人以上は、常勤の者を配置していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	<p>条例 第131条第3項</p>
<p>(2) 看護職員又は介護職員</p>	<p>① 看護職員（看護師又は准看護師）を常勤換算方法で、利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上配置していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※ 利用者の数は、前年度の平均値とします。 新規に指定を受ける場合は、推定数によることとします。</p>	<p>条例 第131条第1項第2号 ア・第2項</p>
	<p>② 看護職員の数は、常勤換算方法で、1以上配置していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	<p>条例 第131条第1項第2号 イ</p>
	<p>③ 常に1以上の指定地域密着型特定施設入所者生活介護の提供に当たる介護職員が確保されていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※ 介護サービスの提供内容に応じて介護職員の勤務体系を適切に定め、宿直時間帯を含めて適切な介護を提供できるようにしなければなりません。</p>	<p>条例 第131条第1項第2号 ウ 平18-0331004 第3の六の1(2)</p>
	<p>④ 看護職員及び介護職員は、主として指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、看護職員のうち1人以上、及び介護職員のうち1人以上は常勤の者を配置していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※ 職務の遂行に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができます。</p> <p>※ 看護職員及び介護職員は、施設の利用者に対するサービス提供に従事することを基本とするものですが、利用者のサービス利用に支障のないときに、併設事業所等の要介護者等に対するサービス提供を行うことは差し支えありません。</p> <p>※ サテライト型特定施設にあっては、常勤換算方法で1以上します。</p>	<p>条例 第131条第4項・第8項 平18-0331004 第3の六の1(3)</p>

<p>(3) 機能訓練指導員</p>	<p>① 機能訓練指導員を1以上配置していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ サテライト型特定施設については、本体である介護老人保健施設の機能訓練指導員（理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士）により、入居者の処遇が適切に行われる場合は、機能訓練指導員を置かないことができます。</p> <p>※ 職務の遂行に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができます。</p> <p>※ 一般病床、療養病床若しくは老人性認知症疾患療養病棟を有する病院の当該病床当又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の当該病床を令和6年3月31日までの間に転換し、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定地域密着型特定施設においては当該併設医療機関及び医療機関併設地域密着型特定施設の入居者に対するサービス提供が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができます。</p>	<p>条例 第131条第1項第3号 ・第7項・第8項</p> <p>平18-0331004 六の1の(8)</p>
	<p>② 機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者を配置していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 機能訓練指導員は、次のいずれかの資格が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 理学療法士 イ 作業療法士 ウ 言語聴覚士 エ 看護職員 オ 柔道整復師 カ あん摩マッサージ指圧師 キ はり師、きゅう師 <p>※ 機能訓練指導員は施設における他の職務に従事することができます。</p> <p>※ 「キ はり師、きゅう師」については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6か月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を必要とします。</p>	<p>条例 第131条第5項 平18-0331004 第3の六の1(4)</p>
<p>(4) 計画作成担当者</p>	<p>① 計画作成担当者を1以上配置していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 職務の遂行に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができます。</p> <p>※ 計画作成担当者については、併設される指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員により、利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、計画作成担当者を置かないことができます。</p> <p>※ サテライト型特定施設については、本体である介護老人保健施設又は介護療養型医療施設の計画作成担当者により、入居者の処遇が適切に行われる場合は、計画作成担当者を置かないことができます。</p>	<p>条例 第131条第1項第4号 ・第7項・第8項・ 第10項</p>

	<p>※ 一般病床、療養病床若しくは老人性認知症疾患療養病棟を有する病院の当該病床等又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の当該病床を令和6年3月31日までの間に転換し、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定地域密着型特定施設においては、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設における計画作成担当者の配置については、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の入居者に対するサービス提供が適切に行われると認められる場合であっては、実情に応じた適当数で構いません。</p>	<p>平18-0331004 第3の六の1(9)</p>
	<p>② 計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員であって、地域密着型特定施設サービス計画の作成を担当させるのに適当と認められる者を配置していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 利用者の処遇に支障がない場合は、施設における他の職務に従事することができます。</p>	<p>条例 第131条第6項</p>
<p>2 管理者</p>	<p>○ 施設ごとに、専らその職務に従事する管理者を配置していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 施設の管理者は常勤で、かつ、原則として専ら施設の管理業務に従事してください。</p> <p>※ 施設の管理上支障がない場合は、施設における他の職務に従事することができます。</p> <p>※ 施設の管理上支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等、本体施設の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）に従事することができます。</p> <p>※ 施設の管理上支障がない場合は、併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができます。</p> <p>※ 施設の管理上支障がない場合は、併設する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができます。</p>	<p>条例 第132条 平18-0331004 第3の六の1(7)</p>

三 設備に関する基準

項 目	確 認 事 項	根 拠 法 令
1 建物	<p>① 施設の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物又は準耐火建築物となっていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p> <p>※ 市長が火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次のア～ウのいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての施設の建物であって、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しません。</p> <p>ア スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。</p> <p>イ 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。</p> <p>ウ 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。</p>	<p>法 第78条の4第2項 条例 第133条第1項・第2項</p>
2 設備	<p>○ 一時介護室（一時的に利用者をして指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行うための室）、浴室、便所、食堂及び機能訓練室を有していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p> <p>※ 他に利用者を一時的に移して介護を行うための室が確保されている場合にあつては一時介護室を設けないことができます。</p> <p>※ 他に機能訓練を行うために適当な広さの場所が確保できる場合にあつては機能訓練室を設けないことができます。</p> <p>この場合には、同一敷地内にある若しくは道路を隔てて隣接する又は当該施設の付近にある等機能訓練の実施に支障のない範囲内にある施設の設備を利用する場合も含まれます。</p> <p>※ 利用者が同一敷地内にある他の事業所、施設等の浴室及び食堂を利用できる場合にあつては浴室及び食堂を設けないことができます。</p> <p>※ 一般病床、療養病床若しくは老人性認知症疾患療養病棟を有する病院の当該病床等又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の当該病床を令和6年3月31日までの間に転換し、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定地域密着型特定施設においては、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設における浴室、便所及び食堂に関しては、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の入居者に対するサービス提供が適切に行われると認められる場合にあつては、<u>浴室、便所、食堂</u>を置かないことができます。</p> <p>機能訓練指導室については、他に適当な場所が確保されている場合に設けないことができ、併設医療機関の設備を利用する場合も含まれます。</p>	<p>条例 第133条第3項 平18-0331004 第3の六の2(2)</p> <p>平18-0331004 第3の六の2(6)</p>
3 設備の基準 (1) 介護居室	<p>① 1の居室の定員は、1人となっていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p> <p>※ 利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とすることができます。</p>	<p>条例 第133条第4項第1号 ア 平18-0331004</p>

	<p>例えば夫婦で居室を利用する場合などであって、事業者の都合により一方的に2人部屋とすることはできません。</p> <p>※ 既存の指定特定施設で平成18年4月1日から地域密着型特定施設とみなされたものにおける定員4人以下の介護居室については、個室とする必要はありません。</p>	第3の六の2(1)
	<p>② プライバシーの保護に配慮し、介護を行える適当な広さとなっておりますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 適当な広さについては、面積による基準を定めることはせず、利用者の選択に委ねます。</p> <p>このため、具体的な広さについては、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項であり、利用申込者に対する文書を交付しての説明及び掲示が必要となります。</p>	<p>条例 第133条第4項第1号イ 平18-0331004 第3の六の2(2)</p>
	<p>③ 地階に設けてはいませんか。</p> <p style="text-align: center;">い ない ・ い る</p>	<p>条例 第133条第4項第1号ウ</p>
	<p>④ 1以上の出入口は、避難上有効な空き地、廊下又は広間に直接面して設けてありますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例 第133条第4項第1号エ</p>
(2) 一時介護室	<p>○ 介護を行うために適当な広さを有していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 適当な広さについては、面積による基準を定めることはせず、利用者の選択に委ねます。</p> <p>このため、具体的な広さについては、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項であり、利用申込者に対する文書を交付しての説明及び掲示が必要となります。</p>	<p>条例 第133条第4項第2号 平18-0331004 第3の六の2(2)</p>
(3) 浴室	<p>○ 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとなっておりますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例 第133条第4項第3号</p>
(4) 便所	<p>○ 居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備えていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例 第133条第4項第4号</p>
(5) 食堂	<p>○ 機能を十分に発揮し得る適当な広さを有していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 適当な広さについては、面積による基準を定めることはせず、利用者の選択に委ねます。</p> <p>このため、具体的な広さについては、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項であり、利用申込者に対する文書を交付しての説明及び掲示が必要となります。</p>	<p>条例 第133条第4項第5号 平18-0331004 第3の六の2(2)</p>
(6) 機能訓練室	<p>○ 機能を十分に発揮し得る適当な広さを有していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 適当な広さについては、面積による基準を定めることはせず、利用者の選択に委ねます。</p> <p>このため、具体的な広さについては、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項であり、利用申込者に対する文書を交付しての説明及び掲示が必要となります。</p>	<p>条例 第133条第4項第6号 平18-0331004 第3の六の2(2)</p>
4 構造等	<p>① 施設は、利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間と構造を有していますか。</p>	<p>条例 第133条第5項</p>

	いる ・ いない	平18-0331004 第3の六の2(3)
	※ 段差の解消、廊下の幅の確保等の配慮が必要です。	
	② 施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けていますか。	条例 第133条第6項
	いる ・ いない	
	③ 施設の構造設備の基準については、建築基準法及び消防法の定めるところによっていますか。	条例 第133条第7項
	いる ・ いない	

四 運営に関する基準

項目	確認事項	根拠法令
<p>1 入居に当たっての説明及び契約の締結等</p>	<p>① あらかじめ、入居申込者・家族に対し、サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、入居及びサービスの提供に関する契約を文書により締結していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※ サービスの選択に資すると認められる重要事項には次の内容が挙げられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 運営規程の概要 イ 従業者の勤務の体制 ウ 介護居室、一時介護室、浴室、食堂及び機能訓練室の概要 エ 要介護状態区分に応じて事業者が提供する標準的な介護サービスの内容 オ 利用料の額及びその改定の方法 カ 事故発生時の対応 キ 苦情処理の体制 <p>※ わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、同意を得なければなりません。</p> <p>※ 契約書においては、少なくとも、介護サービスの内容及び利用料その他費用の額、契約解除の条件を記載してください。</p>	<p>法 第78条の4第2項 条例 第134条第1項 平18-0331004 第3の六の3(1)</p>
	<p>② 契約において、入居者の権利を不当に狭めるような契約解除の条件を定めていませんか。</p> <p style="text-align: center;">いない ・ いる</p>	<p>条例 第134条第2項</p>
	<p>③ より適切なサービスを提供するため利用者を介護居室又は一時介護室に移して介護を行うこととしている場合は、介護居室又は一時介護室に移る際の利用者の意思の確認等の適切な手続をあらかじめ契約に係る文書に明記していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	<p>条例 第134条第3項</p>
<p>2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供の開始等</p>	<p>① 正当な理由なく、入居者に対するサービスの提供を拒んでいませんか。</p> <p style="text-align: center;">いない ・ いる</p>	<p>条例 第135条第1項</p>
	<p>② 入居者が指定地域密着型特定施設入居者生活介護に代えて指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者以外の者が提供する介護サービスを利用することを妨げていませんか。</p> <p style="text-align: center;">いない ・ いる</p> <p>※ 入居者が事業者から指定特定施設入居者生活介護を受けることに同意できない場合もあること等から設けたものです。</p>	<p>条例 第135条第2項 平18-0331004 第3の六の3(2)</p>
	<p>③ 入居者等（入居申込者又は入居者）が入院治療を要する者であること等入居者等に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の適切な措置を速やかに講じていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	<p>条例 第135条第3項</p>
	<p>④ サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の把握に努めていますか。</p>	<p>条例 第135条第4項</p>

		いる・いない
3 受給資格等の確認	① サービスの提供を求められた場合は、提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめていますか。	いる・いない
	※ 保険給付を受けることができるのは、要介護認定を受けている被保険者に限られます。	
4 要介護認定等の申請に係る援助	② 被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、認定審査会意見に配慮して、サービスを提供するように努めていますか。	いる・いない
	※ 要介護認定の申請がなされていれば、要介護認定の効力が申請時に遡ることにより、サービスの利用に係る費用が保険給付の対象となり得ます。	
5 サービスの提供の記録	① サービスの開始に際しては、開始年月日及び入居している施設の名称を、サービスの終了に際しては、終了年月日を、利用者の被保険者証に記載していますか。	いる・いない
	※ 指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を受けている者は、居宅療養管理指導以外の居宅サービス、地域密着型サービス及び施設サービスについて保険給付を受けることができません。 このため、利用者が指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を受けていることを、他の居宅サービス事業者等が確認できるよう、被保険者証に記載しなければなりません。	
5 サービスの提供の記録	② 指定地域密着型特定施設入居者生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録していますか。	いる・いない
	※ サービスの提供日、サービスの内容、利用者の状況その他必要な事項を記録しなければなりません。	

	<p>※ 提供した具体的なサービスの内容等の記録は、5年間保存しなければなりません。</p>	
6 利用料等の受領	<p>① 法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した際には、利用者から利用料の一部として、地域密着型介護サービス費用基準額の1割又は2割（保険給付の率が9割又は8割でない場合については、それに応じた割合）の支払を受けていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 地域密着型介護サービス費用基準額 → 厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（現にサービスに要した費用の額を超えるときは、現にサービスに要した費用の額）</p>	<p>条例 第2条第3号・第4号 第138条第1項 平18-0331004 第3の六の3(4) (第3の一の4(13)①)</p>
	<p>② 法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した際に、利用者から支払を受ける利用料の額と、地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 利用者間の公平及び利用者の保護の観点から、一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けてはなりません。</p> <p>※ そもそも介護保険給付の対象となるサービスと明確に区分されるサービスについては、次のような方法により別の料金設定をして差し支えありません。</p> <p>ア 指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業とは別事業であり、介護保険給付の対象とならないサービスであることを説明し、理解を得ること。</p> <p>イ 事業の目的、運営方針、利用料等が運営規程とは別に定められていること。</p> <p>ウ 指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業の会計と区分していること。</p>	<p>条例 第138条第2項 平18-0331004 第3の六の3(4)(第3の一の4(13)②)</p>
	<p>③ ①・②の支払のほか、次の費用の額以外の支払を利用者から受けていませんか。</p> <p>ア 利用者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用</p> <p>イ おむつ代</p> <p>ウ ア・イのほか、指定地域密着型特定施設入居者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの</p> <p style="text-align: center;">い ない ・ い る</p> <p>※ 保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の支払を受けることは認めません。</p>	<p>条例 第138条第3項 平18-0331004 第3の六の3(4)②</p>
	<p>④ ③アの利用者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用を受領するに当たっては、「特定施設入居者生活介護事業者が受領する介護保険の給付対象外の介護サービス費用について（平成12年3月30日老企第52号）」に基づき適切に取り扱っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>平18-0331004 第3の六の3(4)② 平12老企52 1・2</p>

	<p>※ 地域密着型特定施設入居者生活介護は、看護・介護職員等により、適時、適切に介護サービスが包括的に提供されるべきものであるため、その介護報酬は、個々の利用者ごとに設定されるものではなく、要介護度状態区分に応じて一律とし、地域密着型サービス基準の規定により標準的に配置される職員の人件費等を基礎として定めています。</p> <p>したがって、これらの職員により提供されるサービスについては、介護保険の給付対象となっているものであり、利用料の他に別途費用を受領することはできません。</p> <p>※ 事業者が、介護保険の給付対象となる費用とは別に介護サービスに係る費用を受領できる場合は、次のア・イに限られます。</p> <p>ア 人員配置が手厚い場合の介護サービス利用料</p> <p>イ 個別的な選択による介護サービス利用料</p> <p>本来のサービスとして包括的に行うべき介護サービスとは明らかに異なり、次のaからcまでのように個別性の強いものに限定されます。</p> <p>a 個別的な外出介助</p> <p>b 個別的な買い物等の代行</p> <p>c 標準的な回数を超えた入浴を行った場合の介助</p>	
	<p>⑤ ③ウの日常生活に要する費用として、利用者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なものを提供する場合に係る費用以外の支払を利用者から受けていませんか。</p> <p style="text-align: center;">いない ・ いる</p> <p>※ 身の回り品として日常生活に必要なものとは、一般的に要介護者等の日常生活に最低限必要と考えられる物品（例えば、歯ブラシや化粧品等の個人用の日用品等）であって、利用者の希望を確認した上で提供されるものをいいます。</p> <p>したがって、こうした物品を施設がすべての利用者に対して一律に提供し、すべての利用者からその費用を画一的に徴収することは認められません。</p>	<p>平12老企54 別紙(3)①・(7)①</p>
	<p>⑥ ③ウの日常生活に要する費用の額については、次の指針に沿っていますか。</p> <p>ア その他の日常生活費の対象となる便宜と、保険給付の対象となっているサービスとの間に重複関係がないこと。</p> <p>イ お世話料、管理協力費、共益費、施設利用補償金といったあいまいな名目の費用の徴収は認められず、費用の内訳が明らかにされる必要があること。</p> <p>ウ 利用者又は家族等の自由な選択に基づいて行われるものでなければならず、受領について利用者又は家族等に事前に十分な説明を行い、同意を得なければならないこと。</p> <p>エ その他の日常生活費の受領は、対象となる便宜を行うための実費相当額の範囲内で行われるべきものであること。</p> <p>オ その他の日常生活費の対象となる便宜及び額は、運営規程において定められなければならないこと、サービスの選択に資すると認められる重要事項として、見やすい場所に掲示されなければならないこと。</p> <p>ただし、都度変動する性質のものである場合には、実費という形の定め方が許されるものであること。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	<p>平12老企54 2 平12老振75・老健122</p>

	<p>※ 日常生活費等に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者・家族に対し、サービス内容及び費用の額について懇切丁寧に説明を行い、利用者の同意を得なければなりません。同意については、利用者及び施設双方の保護の立場から、サービス内容及び費用の額を明示した文書に、利用者の署名を受けることにより行ってください。</p> <p>この同意書による確認は、日常生活費等の実費の受領の必要が生じるごとに、受領のたびに逐次行う必要はなく、利用の申込み時の重要事項説明に際し、日常生活費等に係る具体的なサービス内容及び費用の額について説明を行い、これらを明示した同意書により包括的に確認をすることが基本となりますが、以後同意書に記載されていない日常生活費等について別途受領する必要が生じたときは、その都度、同意書により確認してください。</p>	
	<p>⑦ ③ア～ウの費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者・家族に対してその額等に関して説明を行い、利用者の同意を得ていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例 第138条第4項</p>
	<p>⑧ サービスの提供に要した費用の支払を受ける際、利用者に対し、領収証を交付していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 領収証には、サービスの提供に要した費用の額・その他の費用の額を区分して記載しなければなりません。</p>	<p>法 第42条の2第9項(第41条第8項準用) 施行規則 第65条の5(第65条準用)</p>
7 保険給付の請求のための証明書の交付	<p>○ 利用者が市町村に対する保険給付の請求を容易に行えるよう、法定代理受領サービスに該当しないサービスに係る利用料の支払を受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例 第150条(第23条準用) 平18-0331004 第3の六の3(17)(第3の一の4(14))</p>
8 指定地域密着型特定施設入居者生活介護の取扱方針	<p>① 利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例 第139条第1項</p>
	<p>② 地域密着型特定施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮してサービスを行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例 第139条第2項</p>
	<p>③ サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族から求められたときは、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例 第139条第3項</p>
	<p>④ 自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例 第139条第6項</p>
9 身体的拘束等	<p>① サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていませんか。</p>	<p>条例 第139条第4項 平18-0331004</p>

	<p style="text-align: center;">いない ・ いる</p> <p>※ 身体的拘束等の禁止の対象となる具体的行為</p> <p>ア 徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。</p> <p>イ 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。</p> <p>ウ 自分で降りられないように、ベッドの柵（サイドレール）で囲む。</p> <p>エ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。</p> <p>オ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。</p> <p>カ 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったたりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。</p> <p>キ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。</p> <p>ク 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。</p> <p>ケ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。</p> <p>コ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。</p> <p>サ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。</p>	<p>第3の六の3(5) 身体拘束ゼロへの手引き (2001. 3. 厚生労働省)</p>
	<p>② 管理者及び従業者は、身体拘束廃止を実現するために正確な事実認識を持っていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	<p>平13老発155 2・3</p>
	<p>③ 管理者は、管理者及び各職種の従業者で構成する「身体拘束廃止委員会」などを設置し、施設全体で身体拘束廃止に取り組むとともに、改善計画を作成していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※ 改善計画に盛り込むべき内容</p> <p>ア 施設内の推進体制</p> <p>イ 介護の提供体制の見直し</p> <p>ウ 「緊急やむを得ない場合」を判断する体制・手続</p> <p>エ 施設の設定等の改善</p> <p>オ 施設の職員その他の関係者の意識啓発のための取組み</p> <p>カ 利用者の家族への十分な説明</p> <p>キ 身体拘束廃止に向けての数値目標</p>	<p>平13老発155 3・5 平18-0331004 第3の六の3(5)</p>
	<p>④ 緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※ 身体的拘束等の記録は、5年間保存しなければなりません。</p>	<p>条例 第139条第5項 第149条第2項 平18-0331004 第3の六の3(5)</p>
	<p>⑤ 記録に当たっては、「身体拘束ゼロへの手引き」に例示されている「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書」、「緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・再検討記録」などを参考として、適切な記録を作成し、保存していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	<p>平13老発155 6 身体拘束ゼロへの手引き (2001. 3. 厚生労働省)</p>

	<p>⑥ 委員会の構成メンバーの責務及び役割分担を明確にし、専任の身体的拘束等の適正化対応策を担当する者を定めていますか。また第三者や専門家（精神科専門医等）を活用していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p>	<p>平18-0331004 第3の六の3(5)</p>
	<p>⑦ 身体的拘束等の適正化のために、以下のようなことを行っていますか。</p> <p>ア 身体的拘束等について報告するための様式を整備すること。</p> <p>イ 介護職員その他の従業者は、身体的拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、イの様式に従い、身体的拘束等について報告すること。</p> <p>ウ 身体的拘束適正化検討委員会において、イにより報告された事例を集計し、分析すること。</p> <p>エ 事例の分析に当たっては、身体的拘束等の発生時の状況等を分析し、身体的拘束等の発生原因、結果等を取りまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討すること。</p> <p>オ 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。</p> <p>カ 適正化策を講じた後に、その効果について評価すること。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p>	<p>平18-0331004 第3の六の3(5)</p>
<p>10 地域密着型特定施設サービス計画の作成</p>	<p>① 管理者は、計画作成担当者に地域密着型特定施設サービス計画の作成に関する業務を担当させていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p>	<p>条例 第140条第1項</p>
	<p>② 計画作成担当者は、地域密着型特定施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p>	<p>条例 第140条第2項</p>
	<p>③ 計画作成担当者は、利用者又はその家族の希望、利用者について把握された解決すべき課題に基づき、他の従業者と協議の上、サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ地域密着型特定施設サービス計画の原案を作成していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p> <p>※ 利用者に対するサービスが総合的に提供されるよう、介護保険給付の対象とならない介護サービスに関する事項をも含めてください。</p> <p>※ 地域密着型特定施設サービス計画の作成及び実施に当たっては、利用者の希望を十分勘案してください。</p>	<p>条例 第140条第3項 平18-0331004 第3の六の3(6)</p>
	<p>④ 計画作成担当者は、地域密着型特定施設サービス計画の作成に当たっては、その原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p> <p>※ サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、地域密着型特定施設サービス計画の内容について説明を行った上で利用者の同意を得ることを義務付けています。</p>	<p>条例 第140条第4項 平18-0331004 第3の六の3(6)</p>

	<p>⑤ 計画作成担当者は、地域密着型特定施設サービス計画を作成した際には、地域密着型特定施設サービス計画を利用者に交付していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 地域密着型特定施設サービス計画は5年間保存しなければなりません。</p>	<p>条例 第140条第5項 第149条第2項 平18-0331004 第3の六の3(6)</p>
	<p>⑥ 計画作成担当者は、地域密着型特定施設サービス計画作成後においても、他の従業者との連絡を継続的に行うことにより、地域密着型特定施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて地域密着型特定施設サービス計画の変更を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例 第140条第6項</p>
	<p>⑦ 地域密着型特定施設サービス計画の変更を行う際にも、②～⑤に準じて取り扱っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例 第140条第7項</p>
	<p>⑧ 短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護を算定している場合、指定居宅介護支援事業者から求めがあった際には、地域密着型特定施設サービス計画を提供することに協力していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、指定居宅サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めるものと規定されています。</p>	<p>平18-0331004 第3の六の3(6)(第3の四の4(9)④)</p>
<p>11 介護</p>	<p>① 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ サービスの実施に当たっては、利用者の人格を十分に配慮しなければなりません。</p>	<p>条例 第141条第1項 平18-0331004 第3の六の3(7)①</p>
	<p>② 自ら入浴が困難な利用者について、1週間に2回以上、適切な方法により、入浴させ、又は清しきを実施していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 入浴の実施に当たっては、自ら入浴が困難な利用者の心身の状況や自立支援を踏まえて、特別浴槽を用いた入浴や介助浴等適切な方法により実施してください。</p> <p>※ 健康上の理由等で入浴の困難な利用者については、清しきを実施するなど利用者の清潔保持に努めてください。</p>	<p>条例 第141条第2項 平18-0331004 第3の六の3(7)②</p>
	<p>③ 利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 排せつの介助に当たっては、利用者の心身の状況や排せつ状況などをもとに自立支援を踏まえて、トイレ誘導や排せつ介助等について適切な方法により実施するものとします。</p>	<p>条例 第141条第3項 平18-0331004 第3の六の3(7)③</p>
	<p>④ ①～③のほか、利用者に対し、食事、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行っていますか。</p>	<p>条例 第141条第4項 平18-0331004</p>

	<p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p> <p>※ 入居者の心身の状況や要望に応じて、1日の生活の流れに沿って、食事、離床、着替え、整容などの日常生活上の世話を適切に行わなければなりません。</p>	第3の六の3(7)④
12 機能訓練	<p>○ 利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p>	<p>条例 第142条</p>
13 健康管理	<p>○ 看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p>	<p>条例 第143条</p>
14 相談及び援助	<p>○ 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、利用者の社会生活に必要な支援を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p> <p>※ 常時必要な相談及び社会生活に必要な支援を行いうる体制をとることにより、積極的に入居者の生活の向上を図ることを趣旨とするものです。</p> <p>※ 社会生活に必要な支援とは、入居者自らの趣味又は嗜好に応じた生きがい活動、各種の公共サービス及び必要とする行政機関に対する手続き等に関する情報提供又は相談です。</p>	<p>条例 第144条 平18-0331004 第3の六の3(8)</p>
15 利用者の家族との連携	<p>○ 常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p> <p>※ 利用者の生活及び健康の状況並びにサービスの提供状況を家族に定期的に報告する等、常に利用者と家族の連携を図るとともに、事業者が実施する行事への参加の呼びかけ等によって利用者と家族が交流できる機会等を確保するよう努めなければなりません。</p>	<p>条例 第145条 平18-0331004 第3の六の3(9)</p>
16 利用者に関する市への通知	<p>○ 利用者がア・イのいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付して市に通知していますか。</p> <p>ア 正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。</p> <p>イ 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p> <p>※ 市が、既に支払った保険給付の徴収又は保険給付の制限を行うことができることから、事業者は、その利用者に関し、保険給付の適正化の観点から市町村に通知しなければなりません。</p> <p>※ 市への通知に係る記録は5年間保存しなければなりません。</p>	<p>条例 第149条第2項 第150条(第29条準用) 平18-0331004 第3の六の3(17)(第3の一の4(18))</p>
17 緊急時等の対応	<p>○ サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p> <p>※ 運営規程に定められた緊急時の対応方法に基づき速やかに必要な措置を講じなければなりません。</p>	<p>条例 第150条(第100条準用) 平18-0331004 第3の六の3(17)(第3の四の4(12))</p>

<p>18 管理者の責務</p>	<p>① 管理者は、従業者の管理及びサービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例 第150条(第73条第1項準用) 平18-0331004 第3の六の3(17)(第3の二の二の3(4))</p>
	<p>② 管理者は、従業者に運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例 第150条(第73条第2項準用) 平18-0331004 第3の六の3(17)(第3の二の二の3(4))</p>
<p>19 運営規程</p>	<p>○ 運営規程に、次のア～ケの事項を定めていますか。</p> <p>ア 事業の目的及び運営の方針 イ 従業者の職種、員数及び職務内容 ウ 入居定員及び居室数 エ サービスの内容及び利用料その他の費用の額 オ 利用者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続 カ 施設の利用に当たっての留意事項 キ 緊急時等における対応方法 ク 非常災害対策 ケ 虐待の防止のための措置に関する事項 コ その他運営に関する重要事項</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ エのサービスの内容及び利用料その他の費用の額は、入浴の介護の1週間における回数等の内容を指します。 ※ クの非常災害対策とは、非常災害に関する具体的計画を指します。 ※ ケは、令和6年3月31日までの間は、経過措置として努力義務とします。 ※ コのその他運営に関する重要事項には、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続について定めておくことが望ましい。</p>	<p>条例 第146条 平18-0331004 第3の六の3(10)</p>
<p>20 勤務体制の確保等</p>	<p>① 利用者に対し、適切な指定地域密着型特定施設入居者生活介護その他のサービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、機能訓練指導員との兼務関係、計画作成担当者との兼務関係等を勤務表上明確にしてください。</p> <p>② 施設の従業者によってサービスを提供していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りではありません。</p> <p>③ 業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合は、委託業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例 第147条第1項 平18-0331004 第3の六の3(11)①</p> <p>条例 第147条第2項</p> <p>条例 第147条第3項 第149条第2項第4号 平18-0331004</p>

<p>※ 業務の全部又は一部を他の事業者（受託者）に行わせる事業者（委託者）は、受託者に対する業務の管理及び指揮命令の確実な実施を確保するため、委託契約において次の事項を文書により取り決めなければなりません。</p> <p>ア 委託の範囲</p> <p>イ 委託業務の実施に当たり遵守すべき条件</p> <p>ウ 受託者の従業者により委託業務が地域密着型特定施設入居者生活介護の運営基準に従って適切に行われていることを委託者が定期的に確認する旨</p> <p>エ 委託者が委託業務に関し受託者に対し指示を行い得る旨</p> <p>オ 委託者が委託業務に関し改善の必要を認め、所要の措置を講じるようエの指示を行った場合において、措置が講じられたことを委託者が確認する旨</p> <p>カ 受託者が実施した委託業務により入居者に賠償すべき事故が発生した場合における責任の所在</p> <p>キ その他委託業務の適切な実施を確保するために必要な事項</p> <p>※ 委託者は、ウ・オの確認の結果の記録を作成しなければなりません。</p> <p>委託業務の実施状況の確認結果に係る記録は、その完結の日から5年間保存しなければなりません。</p> <p>※ 委託者が行うエの指示は、文書により行わなければなりません。</p> <p>※ この場合において、委託者は受託者に委託した業務の全部又は一部を再委託させてはなりません。</p> <p>※ 給食、警備等の指定地域密着型特定施設入居者生活介護に含まれない業務については、この限りではありません。</p>	<p>第3の六の3(11)②～⑤</p>
<p>※ 令和6年3月31日までの間は、経過措置として努力義務とします。</p> <p>④ 従業者の資質の向上のために、研修の機会を確保していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p> <p>※ 指定地域密着型特定施設入居者介護事業者は、全ての地域密着型特定施設従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければなりません。</p> <p>※ 研修受講の対象とならない者は、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従業者研修修了者に加え、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等とします。</p>	<p>条例 第147条第4項 平18-0331004 第3の六の3(11)⑥（ 第3の二の二の3(6) ③）</p>

	<p>⑤ 職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えた者により地域密着型特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p> <p>※ セクシャルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれます。</p> <p>※ 事業主が講ずべき措置の具体的内容は、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成18年厚生労働省告示第615号）及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和2年厚生労働省告示第5号）のとおりです。</p> <p>特に留意すべき内容は次のとおりです。</p> <p>ア 事業所の方針等の明確化及びその周知・啓発 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。</p> <p>イ 相談（苦情を含む。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備</p> <p>※ 事業主が講じることが望ましい取組としては、</p> <p>ア 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備</p> <p>イ 被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等）</p> <p>ウ 被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）</p> <p>※ マニュアルや手引きについては、厚生労働省のホームページに掲載されているので、参考にしてください。 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html</p>	<p>条例 第147条第5項 平18-0331004 第3の六の3(11)⑦（第3の一の4(22)⑥）</p>
<p>21 業務継続計画の策定等 ※令和6年3月31日までの間は、経過措置として、努力義務とします。</p>	<p>① 感染症や非常災害の発生において、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p> <p>※ 業務継続計画には、次の項目を記載してください。</p> <p>ア 感染症に係る業務継続計画</p> <p>a 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品等の確保等）</p> <p>b 初動対応</p> <p>c 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）</p> <p>イ 災害に係る業務継続計画</p> <p>a 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）</p> <p>b 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）</p> <p>c 他施設及び地域との連携</p>	<p>条例 第150条（第33条の2準用第1項） 平18-0331004 第3の六の3(12)（第3の五の4(12)①②）</p>

	<p>② 事業者は、地域密着型特定施設入居者生活介護事業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的（年1回以上）に実施していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p> <p>※ 計画の策定、研修及び訓練の実施については、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。</p> <p>※ 感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携して取り組むことが求められることから、研修及び訓練にあたっては、全ての従業者が参加できるようにすることが望ましいです。</p> <p>※ 新規採用時には定期的な研修とは別に実施することが望ましいです。</p> <p>※ 研修の内容については記録してください。</p> <p>※ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練と一体的に実施することも差し支えありません。</p> <p>※ 訓練の実施は、机上を含め、その実施手段は問いません。机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切です。</p>	<p>条例 第150条（第33条の2準用第2項） 平18-0331004 第3の六の3(12)（第3の五の4(12)③④）</p>
<p>22 協力医療機関等</p>	<p>① 利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ協力医療機関を定めていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p> <p>※ 協力医療機関は、施設から近距離にあることが望ましいです。</p> <p>※ 利用者の入院や休日夜間等における対応について円滑な協力を得るため、協力医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めておいてください。</p>	<p>条例 第148条第1項 平18-0331004 第3の六の3(13)①（第3の五の4(10)①） 第3の六の3(13)②</p>
	<p>② あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p> <p>※ 協力歯科医療機関は、施設から近距離にあることが望ましいです。</p>	<p>条例 第148条第2項 平18-0331004 第3の六の3(13)①（第3の五の4(10)①）</p>
<p>23 非常災害対策</p>	<p>○ 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p> <p>※ 非常災害に際して万全を期さなければなりません。</p> <p>※ 関係機関への通報及び連携体制の整備とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業者に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを求めることとしたものです。</p> <p>※ 非常災害に関する具体的計画とは、消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいいます。</p> <p>※ 消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、防火管理者を置くこととされている施設にあってはその者に行わせてください。</p> <p>※ 防火管理者を置かなくてもよいこととされている施設においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせてください。</p>	<p>条例 第150条（第77条準用） 平18-0331004 第3の六の3(17)（第3の二の二の3(8)）</p>

24 衛生管理等	① 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じていますか。 い る ・ い ない	条例 第150条(第78条第1項準用)
	② 感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めていますか。 い る ・ い ない	条例 第150条(第78条第2項準用)
	③ 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保っていますか。 い る ・ い ない	平18-0331004 第3の六の3(17)(第3の五の4(13)①)
	④ 特に、インフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置等について、別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講じていますか。 い る ・ い ない	平18-0331004 第3の六の3(17)(第3の五の4(13)①)
	⑤ 空調設備等により施設内の適温の確保に努めていますか。 い る ・ い ない	平18-0331004 第3の六の3(17)(第3の五の4(13)①)

<p>※ 令和6年3月31日までの間は経過措置とし、努力義務とします。</p> <p>⑥ 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の措置を講じていますか。</p> <p>ア 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について通所介護従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>イ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>ウ 地域密着型特定施設従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的（年1回以上）に実施すること。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 感染症の及びまん延の防止のための対策を検討する委員会については次のとおりです。</p> <p>① 感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に感染対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましいです。</p> <p>② 構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、専任の感染対策を担当する者を決めてください。</p> <p>③ 概ね6月に1回以上、定期的開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して随時開催してください。</p> <p>④ テレビ電話装置等を活用して行うことができます。その際は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。</p> <p>⑤ 他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとしても差し支えありません。</p> <p>※ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針については次のとおりです。</p> <p>・「介護現場における感染対策の手引き」を参照し、平常時の対策及び発生時の対応を規定してください。</p> <p>平常時：事業所内の衛生管理（環境の整備等）、ケアに係る感染対策（手洗い、標準的な予防策）等</p> <p>発生時：発生状況の把握、感染拡大防止、医療機関との連携、行政等への報告等</p> <p>※ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練については次のとおりです。</p> <p>① 新規採用時には定期的な研修とは別に実施することが望ましいです。</p> <p>② 研修の内容については記録してください。</p> <p>③ 厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用するなど、事業所の実態に応じて行ってください。</p> <p>④ 発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習等を実施してください。</p> <p>⑤ 訓練の実施は、机上を含め、その実施手段は問いません。机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切です。</p>	<p>条例</p> <p>第150条（第60条の16準用）</p> <p>平18-0331004</p> <p>第3の六の3(17)(第3の五の4(13)②)</p>
--	--

<p>25 掲示</p>	<p>○ 施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 地域密着型特定施設従業者の勤務の体制については、職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であるため、地域密着型特定施設従業者の氏名まで掲示することを求めるものではありません。</p> <p>※ 重要事項を記載したファイル等を介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族等が自由に閲覧可能な形で当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業所内に備え付けることでも構いません。</p>	<p>条例 第150条(第35条準用) 平18-0331004 第3の六の3(17)(第3の一の4(25))</p>
<p>26 秘密保持等</p>	<p>① 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていませんか。</p> <p style="text-align: center;">い ない ・ い る</p>	<p>条例 第150条(第36条第1項準用) 平18-0331004 第3の六の(23)①</p>
<p>26 秘密保持等</p>	<p>② 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 従業者が、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者の雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めを置くなどの措置を講じなければなりません。</p>	<p>条例 第150条(第36条第2項準用) 平18-0331004 第3の六の3(23)②</p>
<p>26 秘密保持等</p>	<p>③ サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は家族の同意を、あらかじめ文書により得ていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りります。</p>	<p>条例 第150条(第36条第3項準用) 平18-0331004 第3の六の3(23)③</p>
<p>26 秘密保持等</p>	<p>④ 「個人情報の保護に関する法律」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」に基づき、利用者及びその家族の個人情報を適切に取り扱っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>個人情報の保護に関する法律 (平成15年5月30日法律第57号) 平29ガイダンス</p>
<p>27 広告</p>	<p>○ 施設について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものになっていませんか。</p> <p style="text-align: center;">い ない ・ い る</p>	<p>条例 第150条(第37条準用)</p>
<p>28 指定居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止</p>	<p>○ 指定居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。</p> <p style="text-align: center;">い ない ・ い る</p> <p>※ 指定居宅介護支援の公正中立性を確保するために利益供与を禁止しています。</p>	<p>条例 第150条(第38条準用) 平18-0331004 第3の六の3(24)</p>
<p>29 苦情処理</p>	<p>① 利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じていますか。</p>	<p>条例 第150条(第39条第1項準用)</p>

	<p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※ 相談窓口、苦情処理の体制及び手順等、施設における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者・家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する対応の内容についても併せて記載するとともに、施設に掲示してください。</p>	<p>平18-0331004 第3の六の3(17)(第3の一の4(28)①)</p>
	<p>② 苦情を受け付けた場合には、苦情の内容等を記録していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※ 事業者が提供したサービスとは関係のない苦情は除きます。 ※ 苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を行うことが必要です。 ※ 苦情の内容等の記録は、5年間保存しなければなりません。</p>	<p>条例 第149条第2項 第150条(第39条第2項準用) 平18-0331004 第3の六の3(17)(第3の一の4(28)②)</p>
<p>29 地域との連携等</p>	<p>①指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、運営推進会議を設置し、概ね2か月に1回以上、活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※ 運営推進会議の構成員は次のとおりとします。 ア 利用者 イ 利用者の家族 ウ 地域住民の代表者 エ 施設が所在する市の職員又は所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員 オ 地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者</p> <p>※ 運営推進会議は、提供しているサービス内容等を明らかにすることにより、施設による利用者の「抱え込み」を防止し、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質を確保することを目的として各施設が自ら設置すべきものです。 ※ 運営推進会議は、指定申請時には既に設置されているか、確実な設置が見込まれることが必要です。 ※ 地域の住民の代表者とは、町内会役員、民生委員、老人クラブの代表者等が考えられます。 ※ 複数の事業所の合同開催については、以下の要件を満たす場合にのみ認められます。 ア 個人情報・プライバシーを保護すること。 イ 同一の日常生活圏内に所在する事業所であること。 ウ 合同開催の回数が、1年度に開催すべき運営推進会議の開催回数の半数を超えないこと。 ※ 施設と指定認知症対応型共同生活介護事業所等を併設している場合においては、1つの運営推進会議において、両事業所の評価等を行うことで差し支えありません。</p>	<p>条例 第150条(第60条第17項準用) 平18-0331004 第3の六の3(17)(第3の二の二の3(10)①)</p>
	<p>③ 運営推進会議の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに公表していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	<p>条例 第149条第2項 第150条(第60条第</p>

	<p>※ 運営推進会議の記録は、5年間保存しなければなりません。</p>	<p>17項準用) 平18-0331004 第3の六の3(17)(第3の二の二の3(10)(2))</p>
	<p>④ 事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p> <p>※ 地域に開かれた事業として行われるよう、地域の住民やボランティア団体等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければなりません。</p>	<p>条例 第150条(第60条第17項準用) 平18-0331004 第3の六の3(17)(第3の二の二の4(10)(3))</p>
	<p>⑤ 事業の運営に当たっては、提供したサービスに関する利用者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p> <p>※ 市町村が実施する事業には、介護サービス相談員派遣事業のほか、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業を含みます。</p>	<p>条例 第150条(第60条第17項準用) 平18-0331004 第3の一の4(29)④</p>
30 事故発生時の対応	<p>① 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市、利用者の家族、指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p>	<p>条例 第150条(第41条第1項準用) 平18-0331004 第3の六の3(17)(第3の一の4(30))</p>
	<p>② 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p> <p>※ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録は、5年間保存しなければなりません。</p>	<p>条例 第149条第2項 第150条(第41条第2項準用) 平18-0331004 第3の六の3(17)(第3の一の4(30))</p>
	<p>③ 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p>	<p>条例 第150条(第41条第3項準用) 平18-0331004 第3の六の3(17)(第3の一の4(30))</p>
	<p>④ あらかじめ、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合の対応方法について定めていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p>	<p>平18-0331004 第3の六の3(17)(第3の一の4(30)①)</p>
	<p>⑤ 賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p>	<p>平18-0331004 第3の六の3(17)(第3の一の4(30)②)</p>
	<p>⑥ 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p>	<p>平18-0331004 第3の六の3(17)(第3の一の4(30)③)</p>

<p>31 虐待の防止 ※ 令和6年3月31日までの間は経過措置として、努力義務とします。</p>	<p>① 虐待の発生又はその発生を防止するために、次の措置を講じていますか。 ア 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について地域密着型特定施設従業者に周知徹底を図ること イ 虐待の防止のための指針を整備すること ウ 地域密着型特定施設従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的（年1回以上）に実施すること エ 上記ア～ウの措置を適切に実施するための担当者を置くこと</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 虐待の防止のための研修及び訓練について次のとおりです。 ① 新規採用時には定期的な研修とは別に実施してください。 ② 研修の内容については記録してください。</p>	<p>条例 第150条（第41条の2準用） 平18-0331004 第3の六の3(15)（第3の五の4(14)）</p>
	<p>② 虐待防止委員会は、次のような事項について検討するとともに、その結果（事業所における虐待防止に対する体制、再発防止対策等）は、従業者に周知徹底を図っていますか。 ア 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること イ 虐待の防止のための指針の整備に関すること ウ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること エ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること オ 従業者が虐待等を把握した場合に、市への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること カ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること キ 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 虐待の防止のための対策を検討する委員会については次のとおりです。 ① 管理者を含む、幅広い職種により構成します。 ② 構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、定期的を開催してください。 ③ 事業所外の虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましいです。 ④ テレビ電話装置等を活用して行うことができます。その際は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。 ⑤ 他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとしても差し支えありません。 ⑥ 虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が複雑かつ機微なものであることが想定されるため、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限られないため、個別の状況に応じて慎重に対応してください。</p>	<p>平18-0331004 第3の六の3(15)（第3の五の4(14)①）</p>

	<p>③ 虐待の防止のための指針には、次のような項目を盛り込んでいますか。</p> <p>ア 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方 イ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 ウ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針 エ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針 オ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項 カ 成年後見制度の利用支援に関する事項 キ 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項 ク 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項 ケ その他虐待の防止の推進のために必要な事項</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p>	<p>平18-0331004 第3の六の3(15) (第3の五の4(14)②)</p>
<p>32 会計の区分</p>	<p>① 施設ごとに経理を区分するとともに、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p> <p>② 会計処理は、「介護保険の給付対象事業における会計の区分について(平成13年老振発第18号)」を参考として適切に行われていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p>	<p>条例 第150条(第42条準用) 平18-0331004 第3の六の3(17)(第3の一の4(32))</p> <p>平18-0331004 第3の六の3(17)(第3の一の4(32))</p>
<p>33 記録の整備</p>	<p>① 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p> <p>② 利用者に対するサービスの提供に関する次の記録を整備し、その完結の日から5年間保存していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p> <p>ア 地域密着型特定施設サービス計画 イ 提供した具体的なサービスの内容等の記録 ウ 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 エ 業務委託の確認結果等の記録 オ 利用者に対する市への通知に係る記録 カ 苦情の内容等の記録 キ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 ク 運営推進会議における報告、評価、要望、助言等の記録</p>	<p>条例 第149条第1項</p> <p>条例 第149条第2項 附則第12項</p>

五 変更の届出等

項 目	確 認 事 項	根 拠 法 令
	<p>① 次の事項に変更があったとき、又は休止した事業を再開したときは、10日以内に市長に届け出ていますか。</p> <p>ア 事業所の名称及び所在地</p> <p>イ 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名</p> <p>ウ 申請者の登記事項証明書又は条例等</p> <p>エ 建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要</p> <p style="padding-left: 20px;">* 各室の用途を明示するものとする。</p> <p>オ 管理者の氏名、生年月日及び住所及び経歴</p> <p>カ 運営規程</p> <p>キ 協力医療機関の名称及び診療科名並びに協力医療機関との契約の内容</p> <p style="padding-left: 20px;">* 協力歯科医療機関があるときは、その名称及び協力歯科医療機関との契約の内容</p> <p>ク 介護支援専門員の氏名及び登録番号</p> <p style="text-align: right;">い る ・ い ない</p>	<p>法 第78条の5第1項 施行規則 第131条の13第1項第六号、第3項</p>
	<p>② 事業を廃止し、又は休止しようとするときは、廃止又は休止の日の1月前までに市長に届け出ていますか。</p> <p style="text-align: right;">い る ・ い ない</p> <p>※ 次の事項を届け出なければなりません。</p> <p>ア 廃止し、又は休止しようとする年月日</p> <p>イ 廃止し、又は休止しようとする理由</p> <p>ウ 現にサービスを受けている者に対する措置</p> <p>エ 休止しようとする場合は、休止の予定期間</p>	<p>法 第78条の5第2項 施行規則 第131条の13第4項</p>

六 その他

項目	確認事項	根拠法令
<p>1 法令遵守等の業務管理体制の整備</p>	<p>① 事業者は、要介護者の人格を尊重するとともに、介護保険法又は介護保険法に基づく命令を遵守し、要介護者のために忠実にその職務を遂行しなければなりません。 この義務が確保されるよう、ア～ウに従い業務管理体制を整備していますか。</p> <p>ア 事業所・施設の数が20未満の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法令遵守責任者の選任をすること <p>イ 事業所・施設の数が20以上100未満の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> a 法令遵守責任者の選任をすること b 業務が法令に適合することを確保するための規程を整備すること <p>ウ 事業所・施設の数が100以上の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> a 法令遵守責任者の選任をすること b 業務が法令に適合することを確保するための規程を整備すること c 業務執行の状況の監査を定期的に行うこと <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p>	<p>法 第78条の4第8項 第115条の32第1項 施行規則 第140条の39</p>
	<p>② 業務管理体制を届け出ていますか。</p> <p>ア 届出先</p> <ul style="list-style-type: none"> a さいたま市内のみにすべての指定事業所等が所在する事業者 さいたま市長 b 埼玉県内のみにすべての指定事業所等が所在する事業者 でア以外の事業者 埼玉県知事 c 事業所等が2以上の都道府県の区域に所在する事業者 <ul style="list-style-type: none"> i 事業所等が3以上の地方厚生局管轄区域に所在する事業者 厚生労働大臣 ii 事業所等が2以下の地方厚生局管轄区域に所在する事業者 主たる事務所の所在する都道府県知事 <p>イ 届出事項</p> <ul style="list-style-type: none"> a 事業者の名称 b 主たる事務所の所在地 c 代表者の氏名・生年月日・住所・職名 d 法令遵守責任者の氏名・生年月日 e 業務が法令に適合することを確保するための規定の概要 (事業所・施設の数20以上の場合) f 業務執行の状況の監査の方法の概要 (事業所・施設の数100以上の場合) <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p>	<p>法 第115条の32第2項 施行規則 第140条の40第1項</p>
	<p>③ 届出を行った事項に変更があったときは、遅滞なく届け出ていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p>	<p>法 第115条の32第3項 施行規則 第140条の40第2項</p>
	<p>④ 届出を行った届出先の区分に変更があったときは、変更前の届出先と、変更後の届出先の双方に届け出ていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p>	<p>法 第115条の32第4項 施行規則 第140条の40第3項</p>

項 目	確 認 事 項	根 拠 法 令
2 介護サービス情報の公表	① さいたま市長が毎年定める報告に関する計画に従い、指定情報公表センターへ基本情報と運営情報を報告していますか。 いる ・ いない	法 第115条の35 施行規則 第140条の46
	② 報告後、指定情報公表センターにより公表されていますか。 いる ・ いない	